

地域開発「みちの会」

みちの会だより

会報27号

輝いて生きるために“学び続ける”

会長 齋藤 悦子

私たち地域開発みちの会では、昭和62年自主的に結成して以来、常に現実を見つめ、住んでいるその地域にあった男女共同参画をめざし学び続けてまいりました。

昨年は【地域から発信する男女共同参画社会の推進】をテーマに日常生活の中で男女共同参画意識が、どんなふうに変わってきたか調査いたしました。

今年度も引き続きテーマを【地域から発信する男女共同参画社会の推進 パートⅡ】とし、さらなる意識の高揚と、男女の別なく、お互いの能力を活かしあい、生き方を尊重しあう社会をめざし、学び続けてまいりたいと思います。

特に今年度は、愛知県男女共同参画推進条例が施行されたことに伴い、条例の基本理念と内容を学習しながら、家庭、学校、地域等において、男女共同参画の視点に立ち、よりよき未来のために努力することが、今、私たちに課せられた”みち”ではないでしょうか。

そのために、会員の皆様一人ひとりが能力を発揮され、学習したことを地域に広く伝えることができれば幸いです。

一年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成14年度 メインテーマとサブテーマが下記の様に決まりました。

地域から発信する男女共同参画社会の推進

パートⅡ

=男女共同参画推進条例と地域のかかわり=

フォーラム

平成14年10月19日(土) 午後1時予定

美浜町総合公園体育館

みちの会

全体会&学習会

6月24日(月) PM1:30~

東海市立商工センター 0562-33-7772

「男女平等参画推進なごや条例」について

講師 中島 美幸 氏

☆最初のお知らせ(6/17しあわせ村)と日時・場所が変更

☆同封の資料を読んでご出席下さい。

一緒に活動する新会員 7名を紹介します

「愛知県のセミナーに参加して」

武豊町 大橋妙子

平成13年度男女共同参画社会支援セミナーに、参加し充実1年でした。男女共同参画という言葉すら知らなかった私が、なんとか1年間受講できたのは、しだいに受講者同志の交流が始まり友人が増えた事にあります。

男女共同参画社会基本法の本質は「あらゆる分野の活動に自発的かつ対等に参画しその利益を享受すると共に責任を共にする」事と学びました。又、男は、女はこうあるべしと、日本古来の常識に縛られている自分に気づく事が、男女共同参画社会実現の第一歩であると教えられました。

私自身や私たちの年代では、そうした意識がしみついているので、なかなか大変な事と思いました。夫や子・孫に、今後どう接するのか、先ず足元から始めるしかありません。高齢化社会・少子化社会を迎え、介護や・子育て支援・生涯学習が推進されています。誰でも人として、のびのびと生きていける、男女共同参画社会の理念実現に向けて、様々な場面で少しでも学んだ事を生かしたいと思います。

「みちの会の会員になって」

常滑市 盛田百合子

昨年、男女共同参画セミナーの受講生になると決まった時から、ある種の緊張感を感じていました。それは、セミナー終了後「みちの会の会員になるという事が、いわば前提になっている」ということから来るものだったと思います。今までにも、みちの会のフォーラムには何度か参加した事があり、そのレベルの高さに少なからず驚嘆の念を抱いていました。

1年間、セミナーを受けたというものの、男女共同参画の面からみた実生活ではジレンマの連続……。こんな私が、会員になって果たして活動して行けるのか、甚だ心許ないのが現在の心境です。以前に、どなたかの講演で聞いた『いきいきと暮らすには、ちょっとだけ背伸びをした生活を心がける事が大切』ということばを思い浮かべているこの頃です。

「よろしく」

名古屋市 林 八千代

この度セミナーを終了しみちの会に入会しました。私は、「多様化する女性のライフスタイルと年金」についてレポートしました。専業主婦を基本とした現行の年金制度は、共働きの妻や増えつつあるシングルマザーにとって不公平感輪も垂らし、多様化する女性の生き方を考慮する物ではありません。破綻が心配される公的年金制度を充実した社会保障の一つにする為にも、世帯単位から個人単位の制度に切り替え、女性が自立した年金権を得られる必要性を痛感しました。様々な優遇処置に甘んじていた専業主婦である私が、このセミナーで学んで行く中で様々な女性の問題に、問題意識を持つことが出来ました。

今後は、大先輩が多数入会されているこの会で、ご指導いただきながら学び、男女共同参画社会に少しでも貢献できればと思います。会員の皆さん、よろしくおねがいします。

「男女共同参画社会支援セミナーを受けて」

美浜町 石黒節子

平成 13 年度男女共同参画社会支援セミナーが、平成 13 年 5 月より翌年 3 月の間に 12 回開催され、男女共同参画社会の実現を図る為、県内の各市町村において女性の社会参画の推進役となり、政策や方針決定の場へ参画出来る人材を育成する事を目的として 39 名が受講しました。

女性学・法律・国際問題・労働・県行政等を勉強し、その中の「2001 あいち女性のつどい」の基調講演『21 世紀を輝いて生きるために』の吉武輝子氏の話聞いて、膠原病という病と戦いながら 63 才より、いろいろな事に挑戦されるパワーに圧倒されました。私にも何か出来るのではないかと強く思いました。

2 年前よりヘルパー研修生として病院で介護の勉強をさせていただいているが、私の生涯学習として、今後地域社会・家庭で女性との関わり全ての中で高齢者福祉がどう変わっていくのか、どうなるべきなのか勉強し女性の自立・社会参画・地位向上にむけ、私なりに努力していきたいと思います

「少しずつ勉強」

東海市 片桐真砂子

みちの会の会員になりました東海市の片桐です。不安だった「男女共同参画社会支援セミナー」もなんとか卒業できました。勉強したい気持ちは、強いのですが、頭と体がついていかなくなりました。午前 3 時、4 時まで平気だった数年前とは違います。現在、東海市の加木屋南市民館で、主事として働いています。と同時に加木屋南コミュニティの事務局として頑張っています。私の課題は、時間を上手に使って勉強する時間をつくることです。毎日或は毎週、少しずつでも確実に勉強して、諸先輩に近づきたいと思っています。幸いインターネットという便利な物があります。いろんな情報を得て学んでいけたらと思います。

昨年から障害者手帳をもらい、手足が少し不自由ですが、よろしくお願ひします。

「心豊かな21世紀に」

南知多町 石黒ひろみ

この会に入会させて頂く事になりました“きっかけ”は、ある日社会教育課の主事の先生から「=男女共同参画社会支援セミナー=を受講しなかいかな」とすすめられ参加させていただきました。セミナーではそれぞれの地域で活躍されている若い皆さんに出会い、自分が、井の中の蛙である事を痛感しました。多くの講義やディスカッションを通して、私自身これからの女性のあり方について考える機会を、又、多くの友達との出会いを頂きました。男女ともに心豊かな21世紀に、地域から社会に参画して行きたいと思えます。よろしくご指導のほどお願い致します。

「セミナーを受講して」

知多市 岡本^{ひとみ}一美

個人レポートは、地域の子育て仲間とのやりとりの中で生まれた自分の考えをまとめてみました。経験の中から、子ども達にはすばらしい力があると確信しています。地域の中でその力を出せる大人達でありたいという思いです。

子どもの問題は私たち大人の問題であり、これを解決してゆく為に、ゆるやかに

「学校・家庭・地域で教育って言うけど、地域って私達、ひとりひとりのことかな大人のつながりが、私たちの成長が必要だと切に感じています。だよね」「大人のつながりは煩わしいと思ったけど、私の子育て仲間はここしかない」など、地域のお母さん達の言葉が私の「自分らしく子育て」の原動力となっています。セミナーの受講中に「NPOサポート知多」を手伝うようになり、男・女、子ども・大人の関係ばかりでなく、高齢者、障害者と私達との関係も同じだと考える様になりました。皆が、「自分らしく生きる」事の出来る社会に。そして、その為に私の出来る事はなんだろうという視点が芽生えた事が、私にとっての成果です。自分の地域で自分の出来る事から始めようと思っています。



総会での新入会員紹介の様子

✎ タイに暮らして

大府市 鷹羽 津代^{つよ}

1999年以降みちの会に入会された皆様初めまして。2002年1月夫の駐在地タイから帰国し、再入会しました。どうぞよろしくお願い致します。

私は、1999年4月から2001年12月までタイ王国の首都バンコク市に生活していました。バンコク市にはタイの全人口6000万人の約1割600万人が生活をしている活気ある街です。交通渋滞は世界的に有名です。交通ルールが日本のように守られない為、運転をするのがとても難しく、日本の殆どの企業は駐在員の運転を禁止しています。その為私達は、不便を強いられます。自家用車には企業や個人が雇った運転手がいます。しかし私たちは、バス約30円、スカイトレイン（地上を走る電車）約60円～120円、タクシー初乗り約90円、シーロー（小型トラック）約90円～150円、自家用車、そして歩きなどで活動しています。勿論、治安の面では常に注意が必要です。

タイには約3万人の日本人が住んでいます。日本食は容易に手に入ります。例えば、味噌、醤油、漬物など味にこだわらなければタイで作られたものがとても安く売られています。輸入品は、日本の値段の3倍します。野菜も、ごぼう、大根、やまいもまでもあり、食に関しては、日本と変わりのない生活ができます。

私たち、駐在員の家族にとって大きく違うのがメイドを使う事でしょう。家庭の中で使用人を使うことに大抵の人は慣れていませんので最初は大変苦労をする人もいます。

観光客向けマッサージ店



しかし、メイドの方が日本人に慣れています。日本食を作り、日本語を理解でき

る人もいます。

月給は住み込みで、15000円～18000円。日本人はボーナス、退職金まで払います。タイ人に使われるより仕事が楽で金離れのよい日本人の所で働きたい人は沢山います。田舎に家族を残し仕送りをする人、夫に死に別れた人、家族があつてバンコクに住んでいる人など生活を支える重要な働き手です。

また、風俗産業で働く女性も沢山います。私のアパートの前には日本人向けのカラオケバーがありました。「イラッシャイマセ、アリガトウゴザイマシタ。」とつたない日本語を夜遅くまで聞くのは切ないものでした。

タイはマッサージ産業が盛んですが、タイ政府は、女性が風俗産業から抜け出すために無料で講習をしています。その為かマッサージ店が、とても沢山できてきました。

料金は、2時間約1000円ですが、チップが100円～300円このチップが大きな収入になります。

しかし、勿論女性の職業はこれだけではありません。

教育を受けた女性はあらゆるところで活躍しています。政治家、経営者、一般企業等、日本と変わりがないようです。例えば、車の販売店のオーナーは、各地域の有力者が多いのですが、経営を牛耳っているのは女性のようにです。

学歴社会のタイでは良い学校へ行かせるため、小さい時から英才教育をしています。塾も沢山あります。しかし、貧富の差の激しい国ですから義務教育（9年間）さえ終えてない人も沢山います。自然得られる職業も違ってきます。

私の友人（大学生）は、女、女、男の3人姉弟の真中、日本に1年留学をしました。その時知り合ったのですが、中国系タイ人でバンコクの南の県に家があり、両親とも保険の仕事をし、3人の子供をバンコクの学校へ入れています。日本で言えば地方から東京に出しているのと同じです。私たちが訪問をした時は、とても歓迎してくれました。3階建ての大きな家、お金が貯まれば土地をどんどん買うのだそうです。タイの大金持ちではありませんが、やはり中流以上でしょうか？ともあれ親の仕送りを受け3人はバンコクでそれぞれに勉強をしています。仕送りは月に一人約3000円です。決して贅沢はできませんが、メイドとは違う未来あります。



友人一家 自宅の庭で

友人である彼女はとても勉強家で、私の家へ度々訪ねて来ます。

そして大学の選考科目についての相談、また外国企業である夫の会社の事など熱心に話をします。我々と話をすることが日本語の勉強でもあります。また日本に来たいと言っていました。我々の帰国の際にその家族がお別れの食事会をしてくれましたが、父親が彼女を夫の会社へ紹介をしてくれるように言いました。タイはコネの社会でもあります。子どものために力を尽くす親の姿は万国共通です。しかし力を尽くせる親になるためには、やはり教育がとても大切なのです。バンコクには一流のデパートもあればスラム街もあります。

我々がすんでいる近くにはバンコク最大規模のスラム街のあるクロントイ地区があります。そこにはタイ・キリスト教団が作った、出生届の出されていない児童、即ち一般の学校にいけない子どもたちの幼稚園・学校があります。

私はその幼稚園へ月一回の訪問ボランティア活動に参加をしていました。工作を作って遊んだり、クリスマスにプレゼントをしたり、遠足（動物園）をプレゼントしたりなどの活動でした。園長先生の話では、子ども達は、一生この地域から出ることがなく過ごすので、外部の人との交流や外へ出かけるチャンスを喜んでいるとの事でした。この地域にも貧富の差があるのです。しかし、子ども達は明るく逞しく成長しています。教育を受けることによって気づく不平等がこの子達をより逞しくし、できるだけ多くの子がスラム街から出て行けたらと思います。たくさんの表情を持つタイ。詳しくは鷹羽までどうぞ！

クロントイ幼稚園（大きなくりの木の下で…）



鷹羽さん、微笑みの国の紹介をありがとうございました。

総会報告

平成14年4月15日(月)

名古屋 伏見ライフプラザ 53名出席



会長 齋藤悦子(美浜)

副会長 丹羽凱子(名古屋) 浪岡峰子(美浜)

書記 間瀬良子(半田) 河津百合(名古屋)

会計 森田登喜子(名古屋) 山本幸子(大府)

会計監査 鈴木多恵子(名古屋) 小林治代(東海)

幹事 古田佳津子(東海) 長坂典子(東浦) 中川はる(武豊) 松本妙子(南知多)
権田久佐代(常滑) 竹内より子(知多) 山本さゆり(阿久比)

男女共同参画室長の近藤氏他をお迎えし、総会の式次第にそい全ての案件が、承認、又は役員に一任されました。

リラックスレクリエーションから始まり、開会・会長挨拶・来賓挨拶・総会式次第新役員・新会員・再入会等の紹介がありました。午後は全体会となりました。



全体会

学習会

第1回 総会終了後、具体的な活動方針等の話し合いがされました

第2回 5月16日 ウイルあいち

第3回 6月24日(月) 1:30 東海市立商工センター(予定)

中島美幸氏をお迎えします。

各ブロックの話し合いの結果を検討します。

【愛知県男女共同参画推進条例制定記念講演】に参加して

平成14年5月16日 午後1時～2時40分

会場：ウイルあいち大会議室 出席者：23名

報告者：間瀬良子

愛知県男女共同参画推進条例が4月1日に施行されたのに伴い、その制定記念講演がありました。まず、男女共同参画室長 近藤薫氏より条例の経過説明がありました。

1975年の国際婦人年が我が国の男女共同参画行政の始まりであり、2001年の【あいち男女共同参画プラン21】の策定に至るまでと、池田桂子弁護士を座長とする「愛知県男女共同参画懇話会」に知事から県条例の基本的な方向について審議を依頼されたこと、その後、県は2002年2月議会に上提、可決、2002年3月に公布、2002年4月から一部施行となった経緯について等と、続いて条例の説明がありました。

次に池田桂子弁護士から条例1つ1つの解説がありました。懇話会の座長としての苦労や、これからの行政や県民への期待など話され、身の引き締まる思いで拝聴いたしました。以下は、その池田先生の強い思いをお伝えし、これが皆様の今年度における活動の原動力になっていただければ幸いです。

個性輝く新世紀へ ～参画社会は あいち から～

基調講演 弁護士 池田桂子氏

2002年4月には、ほとんどの県で条例が制定されたか、あるいはスタートしています。特にこれは【次世代に向けたメッセージ】であると意識して、この条例の前文では、私の思いを書かせてもらいました。もう一つは地域社会の創造をそれぞれの自治体に任せられたことです。懇話会では、いろいろな立場の男性にも加わっていただいたが、

『どうしてジェンダーという言葉が大切なのか』と問われ、話をしていくうちに【目からうろこ理論】であり、社会変革をするには、とても大きな【キーワード】であることを理解していただきました。

一方、学校現場でも、学校教育法により男女平等が保障されてはいるが、実質的な男女の役割意識の変革が緒についたのはごく最近のことです。そういった意味でも、地域社会の責任ということ、同時に【担い手は誰なのか】ということにもつながります。

《第一章》 総 則 (第一条・第二条は省略されました)

第三条：家庭という文言を最初に持ってきました。

第四～六条：男女に関わる条例で事業者の責務を入れるということに抵抗があるかと思われたが「そういう時代であろう」ということ、また、「ジェンダーということが社会の切り札だ」とお話ししたら賛同を得ました。

第七条：今の時代では緊急な課題であり、特に2と3では例示的においているわけです。また「今、緊急に取り組むべきは女性に対する暴力に早急に取り組むこと」というのが衆・参両院の付帯決議であったことからみても必要な条文です。

第八条：今まで当たり前だった女性に対する暴力的表現や、いわゆる【ジェンダー】に敏感でない表現方法に対して、ある意味でこの条文は非常に牽制球になります。

《第二章》 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(この条例は県の責務を載せてありますので大きなポイントは第二章です)

第九条の2：「知事は県民の意見を反映することができるよう、あらかじめ必要な措置を講ずる」とある。知事は参画を阻害しないような政策、あるいは参画を推進するために県民の意見を聞くということが明記してありこれがポイントになります。

第十四条：知事は毎年、議会に参画推進に関する報告をすることになる。同じように国会でも白書が出されるようになっていきます。

第十五条：お金もちゃんとつけて下さいます。

《第三章》 男女共同参画に関する申し出等

第十六条：県民は知事に対し男女共同参画に関する施策について意見を聞いてもらうことができる。同時に必要な場合は審議会に報告して適切な処置を求めるようなシステムの流れをつくることになりました。

第十七条：特に七条・八条に関係がありますが、まず行政の窓口（県民プラザなど）に気軽に相談、申し出できるようなシステムになります。一方受けた県の方は大変ですが窓口担当者への教育研修、市町村の窓口担当者の教育研修など、これがうまくいかないと問題を取り上げられないことになります。

第十八条：男女共同参画の問題はここにいる方は、また、私にとっては当たり前の問題とっていますが、世の中では100のうちの片隅の方の1～2くらいの感覚です。そういう意味では条例を通すだけでも大変だったのですが、さらに息を吹き込むためには、窓口での機能をやるような相談員、担当者などにどんな権限を持たせるのか、これから本当に期待したいと思います。

《第四章》 愛知県男女共同参画審議会

第十九条：参画基本法と同じように、いずれかの性に委員の数が偏らないような規定が入っています。参画審議会の一層の機能強化を図っていただきたいものです。

《まとめ》

まず、私たちが気づくことが大切です。たとえば『5月5日は男の子だけ祝う日？』という疑問、『一日行政相談所長にミスコンテストが6割？』これはおかしいですね。1つ1つの気づきの例によって、小さいことかもしれませんが、大きく世の中を変えてゆく一歩になります。

問題はジェンダーについてあまり議論が進んでいないこと。たとえば交通事故の賠償金で男女の差があります。しかし一昨年、未成年の女の子が交通事故に遭い男女の平均賃金で裁判所に請求した。これは当たり前のことですが『目からうろこ』です。まだ法曹界でも気づかないことがいっぱいです。

このように制度を支えている人が変わらないと、その仕組みを動かしていく本当の問題は変わらない。【ジェンダーに敏感な人】を育てる、法曹だけでなく市民も育つことがとても大事です。そして変革の担い手は、もちろん、私たち一人ひとりなんだということをお伝えして終わります。

《司会者》 有り難うございました。【目からうろこ理論】というのがありましたが、

【ジェンダーというのは社会変革の切り札】と考えています。また、十六条の担当者の意識が大切ということで、私共もそれをふまえ、厳粛に対処したい。十七条・十八条の相談員制度は10月1日施行ですが、意にそえる形で進めたいと、意を強くしております。

幹事会

- 第1回 4月22日 10:00 から しあわせ村女性懇話室
第2回 5月20日 10:00 から しあわせ村女性懇話室
・全体会について・補助金申請について・フォーラムについて
第3回 6月24日 10:00 から 東海市立商工センター (予定)

他団体参加事業

- 6月25日 男女共同参画社会づくりにむけての全国会議 (東京)
10月1日 あいち女性のつどい (ウイルあいち)
10月4・5日 日本女性会議2002あおもり (青森)
参加希望の方、早めに問い合わせ下さい。
申し込み・問い合わせ：斎藤悦子 T&F 0569-87-5630

= 補助金について =

全体会では、申請は、役員に一任となっております。幹事会での話し合いで、今年度は金額を昨年の2/1又は3/1の申請金額でおこなうことを決定し、会長と会計とで詳しい内容を詰める事になりました。詳しくは、全体会で説明致します。

編集後期

総会の折「元顧問の福田先生が、表彰されたのよ」「〇〇さんもそうよ」と言うような話を聞いて、嬉しく思いました。活躍の様子が、メディアや口コミで伝わってくる。みちの会の会員の活動の広さ、深さを感じています。

さて、私は……。せめて楽しく読める、会報をと思っています。イラストも入れてと、新入会員の声も載せたいと、欲張ってしまいました。

次回発行はフォーラム後になります。ご意見をお寄せ下さい。

竹内： riko3535@ma.medias.ne.jp



発行：地域開発「みちの会」

発行年月日：平成14年5月29日

編集：みちの会だより編集委員 (竹内より子・古田佳津子・権田久佐代)

発行責任者：会長 斎藤悦子

問い合わせ：478-3231 知多郡美浜町上野間越智34 T&F 0569-87-5630